

っても、地方の自由度は高まらず、三位一体改革の趣旨に沿うものではない。

Ⅱ 児童扶養手当に関する問題提起について

児童扶養手当の認定基準は収入のみであり、地方自治体に裁量の余地はない。

国庫負担割合の引下げは、単なる地方への負担転嫁に過ぎない。